

令和7年10月28日

福知山市上下水道事業管理者職務代理者
上下水道部長 神内 明宏 様

福知山市上下水道事業経営審議会
会長 井上 直樹

手数料の見直しについて（答申）

令和7年9月2日付け経総第2078号により諮問を受けた「手数料の見直し」
について、本審議会において慎重に審議をした結果、次のとおり答申します。

1 はじめに

本市上下水道事業では、平成29年2月に「福知山市上下水道事業経営戦略」を、令和元年12月には新たな「水道事業ビジョン」「下水道ビジョン」をそれぞれ策定し、計画的な事業運営を進めるとともに、上水道事業等包括的民間委託の導入や施設の統廃合を実施するなど経営の効率化に努め、安心・安全を未来へつなぐ上下水道を目指し、取り組みを進めてきた。

しかし、本市の上下水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水機運の高まりにより収入の減少が続く一方、老朽化する施設の更新需要の高まりや昨今の物価高騰・労務単価の上昇に起因する維持管理費用の増加などにより、より一層厳しい状況となっている。

このような状況の中、令和7年9月2日に福知山市上下水道事業管理者から本審議会に対し、「手数料の見直し」について諮問を受けた。本審議会では、見直しの是非や適正な金額などについて慎重な審議を行い検討したところである。

2 答申内容

手数料については、本来サービスに要する費用を、その対価として利用者から徴収すべきものであるが、現在、給水装置工事に係る手数料は平成5年度から改定しておらず、排水設備工事に係る手数料や証明手数料は徴収していない状況である。

現在、これらの事務により生じる費用については、一部を除き、水道料金または下水道使用料で賄われている状況であり、利益を受けない市民から徴収した料金や使用料を、特定の市民の受益のために要する費用に充てることは、負担の公平性を損なうこととなる。

これら受益者負担の観点から検討を行い、サービスに要する費用に見合った手数料を徴収することが妥当であるとの結論を得た。

3 給水装置工事に係る手数料の改定について

給水装置工事の設計審査・工事検査手数料として、現在口径 13 mmで設計審査 350 円、工事検査 950 円をはじめとして、口径ごとに金額を設定している。しかし、現行手数料と実際に当該事務に要する費用との間に乖離が生じていることから、直近の労務費をベースに再度積算を行い、下記のとおり手数料の額を改定することが妥当である。

(単位：円)

口径	設計手数料	設計審査手数料	工事検査手数料
25 mm以下	2,900	2,900	2,900
25 mmを超えるもの			3,700

4 排水設備工事に係る手数料の新設について

排水設備工事の計画確認・工事検査手数料については、これまで徴収していないが、当該事務に要する費用について、給水装置工事と同様の考えのもと、下記のとおり手数料の額を新設することが妥当である。

(単位：円)

	計画確認手数料	工事検査手数料
一律	2,800	3,200

5 証明手数料の新設について

証明手数料について、排水設備工事に係る手数料と同様、これまで徴収していないが、その発行事務には費用が発生していることから、受益者負担の原則のもと、新たに手数料を徴収するべきである。金額については福知山市手数料条例 別表の「その他の証明手数料」に準じて、1 件あたり 300 円とすることが妥当である。

6 付帯意見

手数料の見直しにあたっては、市民の理解が不可欠であるため、様々な広報手段を効果的に活用しながら、見直しの必要性や変更点などを十分に周知されることを要望する。

【資料 1】

福知山市上下水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略)

名 前	所属・役職等
まつもと さやか 松本 清香	公募委員
なかい まさお 中井 政夫	公募委員
きりむら しんたろう 桐村 信太郎	福知山商工会議所 中小企業相談所 所長
きぬがわ ひろゆき 衣川 浩行	福知山市商工会 事務局長
さがね まさかず 嵯峨根 正和	一般社団法人長田野工業センター 専務理事
たにがき ひとし 谷垣 均	福知山市自治会長運営委員 連絡協議会 駅前町自治会長
もりた まさこ 森田 雅子	福知山市連合婦人会 会長
いのうえ なおき 井上 直樹	福知山公立大学地域経営学部 学部長
えちご しんや 越後 信哉	京都大学大学院地球環境学堂 教授
いかり まさと 碓 正登	京都府建設交通部水道政策課 課長
くどう まこと 工藤 真	京都府建設交通部下水道政策課 課長

【資料 2】

福知山市上下水道事業経営審議会の審議経過

開催日		審議内容
第 1 回	令和 7 年 5 月 2 0 日	・ 今後の検討課題について (給水装置工事及び排水設備工事に係る手数料・証明手数料の概要と本市及び周辺市町の状況)
第 2 回	令和 7 年 9 月 2 日	・ 諮問「手数料の見直しについて」 ・ 給水装置工事に係る設計審査、工事検査手数料の改定について ・ 排水設備工事に係る計画確認、工事検査手数料の新設について ・ 証明手数料の新設について
第 3 回	令和 7 年 1 0 月 2 8 日	・ 答申「手数料の見直しについて」